

青教ス第 251 号
平成22年5月19日

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会
教育長 橋本 都
(公印省略)

学校における新型インフルエンザ (A/H1N1) 患者発生時の
臨時休業の基準等に係る運用方針について (通知)

このたび、別添写しのとおり、青森県新型インフルエンザ対策本部事務局より標記運用方針を廃止する旨、通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、貴管下学校に対し周知いたただくとともに、平成22年4月13日付け青教ス第86号通知「インフルエンザの予防について」により、予防の徹底と事後措置について御指導くださるようお願いいたします。

青教ス第 251 号
平成22年5月19日

各県立学校長 殿

青森県教育委員会
教育長 橋本 都

(公印省略)

学校における新型インフルエンザ (A/H1N1) 患者発生時の
臨時休業の基準等に係る運用方針について (通知)

このたび、別添写しのとおり、青森県新型インフルエンザ対策本部事務局長より標記運用方針を廃止する旨、通知がありましたのでお知らせします。
ついては、貴校関係者に周知するとともに、今後も、平成22年4月13日付け青教ス第86号通知「インフルエンザの予防について」により、予防の徹底と事後措置について指導願います。

青教ス第 251 号
平成22年5月19日

本庁各課長 殿
各教育機関の長 殿
(学校を除く)

スポーツ健康課長
(公印省略)

学校における新型インフルエンザ (A/H1N1) 患者発生時の
臨時休業の基準等に係る運用方針について (通知)

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会教育長及び県立学校校長あて
通知したのでお知らせします。